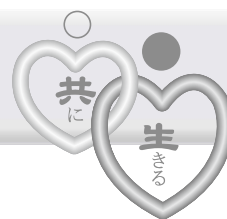


同和問題について正しい理解を深めましょう



同和問題（部落差別）とは

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

残念ながら、今なおこうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。

差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

部落差別等の問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

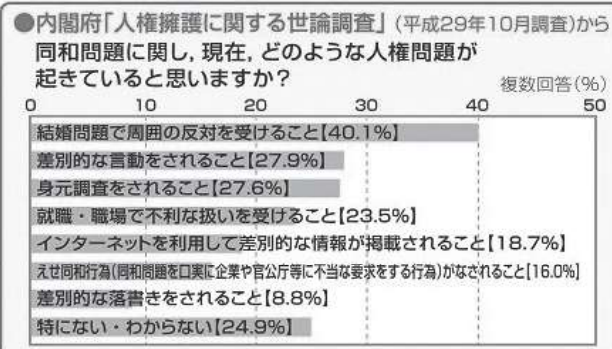
法務省の人権擁護機関による取組

法務省の人権擁護機関では、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、被害の救済・予防を図っています。

例えば、結婚差別や差別発言等について、行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することにより、自発的・自主的に人権侵害の事態を改善、停止、回復させたり、将来再びそのような事態が発生しないよう注意喚起したりしています。

また、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場

合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めています



同和問題の解消に向けて

平成28年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり部落差別は絶対に許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であると定められています。

市では、法の趣旨を踏まえ、全ての人が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、部落差別のない社会を実現するために、国や県と連携しながら引き続き同和問題の解消に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解をお願いします。

問い合わせ

竹原市人権センター ☎ 22-3726

広島法務局東広島支局（法務省人権擁護機関）

☎ 082-423-7707

令和3年 第2回 竹原市議会定例会

6月15日から25日までの期間で、市議会定例会が開催され、報告8件、議案8件が審議・可決されました。主な議案は次のとおりです。

◆令和3年度一般会計補正予算（第2号）

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業に必要な歳出予算等について、1,740万7千円を増額した専決を報告するものです。

◆令和3年度一般会計補正予算（第3号）

子育て世帯生活支援特別給付金（その他の子育て世帯分）給付事業に必要な歳出予算等について、2,000万円を増額した専決を報告するものです。

◆令和3年度一般会計補正予算（第4号）

農林水産施設災害復旧事業、母子家庭等総合支援事業、消防団員装備品整備事業等、新たに実施する事業に必要な歳出予算等について、1億538万3千円を増額するものです。

◆災害被害者に対する市民税等の減免措置に関する条例の一部を改正する条例案

減免申請書の押印を廃止するものです。